

第1節 農業の振興



1 経営・生産の総合対策

<現況と課題>

本村の農業は、基幹作物の水稻を中心にプロッコリー、トマト、キュウリ等の野菜、畜産を加えた複合経営が主流となっていましたが、米価の下落とともに水稻中心から施設園芸を中心とした経営農家が増加の傾向にあります。

また、市場条件については、県内で最も首都圏に近いという地理的条件に恵まれた中で産地化が図られ重要な役割を担っています。さらに、農業の近代化、労働力の平準化、周年雇用体系の確立を図るため、施設園芸の導入やスマート農業の普及が進められていますが、施設の導入には多大な投資を伴うことなどから一部の農家に限られています。

さらに、兼業化により土地利用型農業を中心として農業の担い手不足、後継者不足、高齢化等の問題は依然として深刻な状況が続いています。

今後の地域農業振興にあっては、基盤整備事業を実施する原・踏瀬長峯地域や、地域計画において団地化が進んだ地区を中心に高収益性の作物、作目の導入について担い手農家を中心に普及する必要があります。

また、農業の担い手確保は、地域農業振興を図る上で最も重要なことから、担い手農家の支援、新規就農者の確保等が課題となっています。



<基本計画>

経営・生産の総合対策に関する基本計画は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなることが重要なため、育成すべき経営体と農業経営目標を明確化し、これを核とした生産体制の確立と生産性の高い産地づくりを進めることによって農業経営の確立に努めます。

また、効率的かつ安定的な農業経営の展開を図るために、地域ぐるみによる担い手の育成・支援が欠かせないことから、地域の理解と協力を得ながら認定農業者・新規就農者等、多様な担い手の育成を支援します。

第3編 基本計画

<基本施策>

- 経営体育成対策
- 集落営農対策
- 地域水田農業ビジョンの推進
- 人と農地プランの推進
- 基盤整備の推進
- 経営構造対策
- 生産対策
- 地産地消の推進
- 第6次産業化の推進

2 農用地利用総合対策

<現況と課題>

本村においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和45年に3,520haが農業振興地域として指定を受け、以来見直しを行いながら、土地利用型農業を中心に農業が展開され、生産基盤の整備をはじめ、各種農業施策を実施してきたところです。

しかし、基盤整備の状況においては、10a区画の規模では、大型機械の利用に適しておらず、農業経営の規模拡大を図るための農用地利用集積への対応が遅れているのが現状です。

このような状況の中、農業生産の基盤となる農地の整備を図り、認定農業者や担い手農家等への農地の利用集積から、効率的かつ安定的な経営を確立・支援することは、今後の農業振興に欠かせない要件であり、総合的な支援策の整備も急務となっています。

<基本計画>

土地利用対策については、農業経営の基盤となる農用地、農道、水路の整備・改修を図るとともに、効率的かつ安定的な経営を確立するため、担い手の農用地の利用集積が欠かせないことから、地域内の積極的な利用集積を推進し、スマート農業の推進、経営規模の拡大等を支援します。

農業データ連携基盤とFarmChat^{※1}連携の例



※1 チャットツールと呼ばれるチャット機能・配信機能を備えたコミュニケーションアプリ内に、農業現場で必要とされる検索機能や、調査機能の他、JAや生産者からの要望に応じたデータ連携機能を詰め込んだ、総合的な農業情報ポータルアプリです。基本的な機能は、チャット・配信機能、検索機能、調査機能、データ連携機能です。データ連携機能についてはデジタル化された情報をAPI連携し、FarmChatで送受信することができます。農林水産省：令和6年1月現在、野菜50品目、果実35品目・品種に対応

また、優良農地の確保・保護は農用地の有効利用と農業施策の総合的、計画的な推進を図るための基本とし、農業振興地域整備計画に即して引き続き農村地域の秩序ある土地利用に努めるとともに、近年の著しい社会経済情勢の変化に対応した活力ある農村環境形成のための土地利用を進めます。



活力ある農村環境の形成

<基本施策>

- 農地流動化対策
- 生産基盤の整備

専・兼業別農家数の推移

(単位:戸)

区分 年次	総 数		専 業	第1種兼業	第2種兼業
	平成22年	462	61	63	338
平成27年	389		69	44	276
令和2年	336		個 人 経 営		
	団体経営	個人経営	主業農家	準主業農家	副業的農家
	14	322	59	71	192

資料:農林業センサス

○平成27年まで:専業農家、世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者または調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家をいう。兼業農家、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。「第1種兼業農家」とは農業所得を主とする兼業農家をいう。「第2種兼業農家」とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

○令和2年から:主業農家は、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家。準主業農家は、農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家。副業的農家は、65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。

経営耕地の推移

(単位:戸、a)

区分 年 度	田		畠		樹園地	
	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
平成22年度	454	68,800	391	17,400	6	600
平成27年度	380	68,500	315	16,500	4	200
令和2年度	315	71,400	195	14,800	1	100

資料:農林業センサス

第3編 基本計画

農産物販売金額規模別農家数

(単位:戸)

区分 年次			
	平成22年	平成27年	令和2年
販売なし	31	20	27
50万円未満	103	111	39
50～100	101	99	75
100～300	154	100	116
300～500	25	19	25
500～1,000	32	24	28
1,000～3,000	20	21	16
3,000万円以上	9	7	10

資料:農林業センサス

品目別野菜収穫の比較

(単位:戸、a)

区分	販売農家数			収穫面積		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
キュウリ	42	37	28	536	593	586
トマト	47	40	27	857	822	494
ブロッコリー	69	45	37	-	2,411	1,538
なす	1	16	9	-	34	15
キャベツ	-	9	4	-	16	23
はくさい	1	33	11	-	60	33
ほうれんそう	7	14	3	38	123	11
ねぎ	4	25	12	-	151	133
たまねぎ	-	10	6	-	39	34
レタス	-	2	3	-	0	9
だいこん	1	30	13	-	67	41
にんじん	1	9	5	-	8	93
さといも	-	9	4	-	11	6

資料:農林業センサス、※(-)は統計データなし

畜産飼養頭数及び頭羽数の推移

(単位:戸、頭、羽、箱)

区分 年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
平成22年	4	169	6	334	2	-	1	-
平成27年	3	-	6	-	3	5,264	3	38
令和2年	3	423	4	328	3	7,155	2	-

資料:農林業センサス ※(-)は統計データなし

第2節 林業の振興



1 林業振興総合対策

<現況と課題>

本村の森林面積は、村総面積の約30%を占め、そのうち30%は人工林で水源かん養、治山治水、自然浄化、保健休養等の公益機能を有しています。

これらの人工林地帯は、木材価格の低迷、林業労働力の不足等により発育の遅れが生じ、森林荒廃の原因となっています。また、単に資源問題にとどまらず公益的機能の低下にまで影響を及ぼしています。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境保全等の公益的機能の重要性は、益々高まってきていることから、本村においても人工林の間伐推進及び住宅地周辺の森林の整備を次の内容により積極的に進めることができます。

- ① 伐採にあたっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐採区の分散、保護樹帯の設置等に努め、主伐後は早期に造林を行う。
- ② 間伐及び保育については、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していくうえで必要不可欠な作業であり、適切な時期及び方法により行うなど、森林の荒廃を未然に防ぎ森林資源の充実と公益機能の確保を図るために、長期展望に立った計画的な整備を実施する必要があります。

<基本計画>

森林の多様な機能を有効に活用し、森林の有する多目的機能の高度発揮を図る観点から、『みどり豊かなむらづくり』を推進するため、土地利用計画や森林整備計画に基づき、重視すべき機能に応じた森林施業の実施により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図り、適切な林地の保全・開発を進めます。

また、森林のもつ環境空間の価値を広く周知するとともに、自然環境への关心と保全活動への参加を促し、生活環境の改善を図ります。なお、泉崎村森林整備計画（令和3年度改正）との整合性を調整します。

<実施施策>

- 生活環境保全林の整備
- 病害虫防除事業



泉崎横穴緑地環境保全林

第3節 工業の振興



1 工業の振興

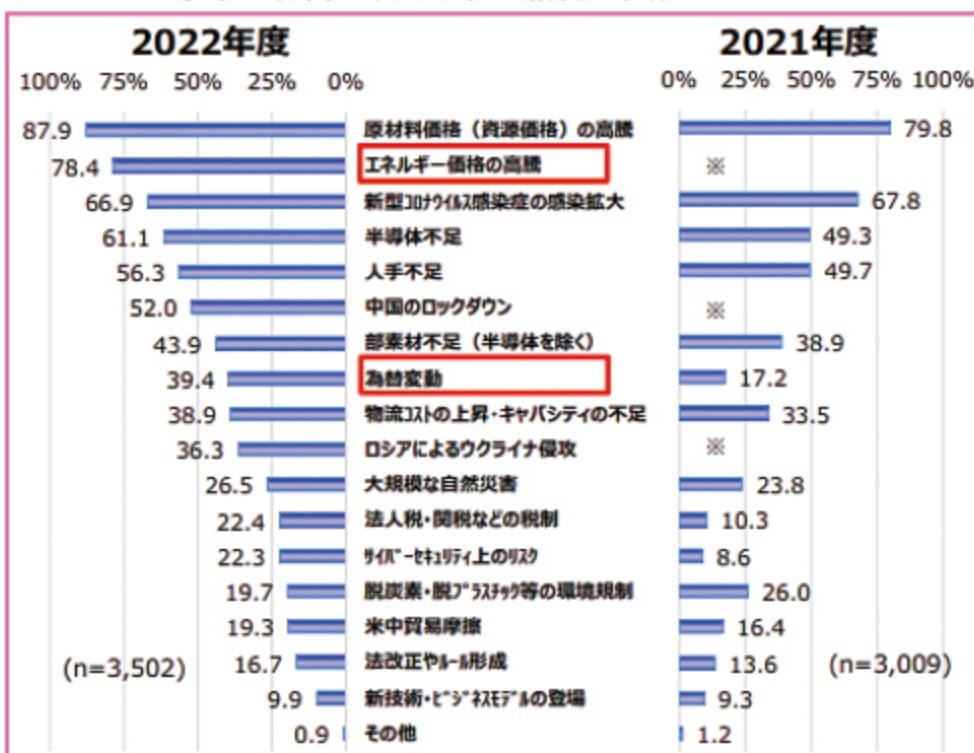
<現況と課題>

国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えております。しかし、こうした前向きの動きは、地方経済までは波及しておらず、さらには多くの中小企業の賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いていません。加えて、製造業などの設備投資は、依然として力強さを欠いています。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台の低い水準で推移しているという課題もあります。

本村における産業構造は、製造業を中心とする第二次産業が中心であり、その業種は電気機械、金属、プラスチック製品、電子部品、建設等に集積していますが、工業生産の大半は中小企業となっています。

工業については、各工業団地への企業誘致が進展して、事業所数や従業員数及び製造品出荷額についても順調かつ大きな伸びを示していましたが、平成20年のリーマンショック、平成23年3月の大震災及び前述のコロナ禍など地方経済は下降気味となっており、本村の工業においても、厳しい経営状況にあり、平成20年度以降の事業所数が減少しています。

事業に影響を及ぼす社会情勢の変化

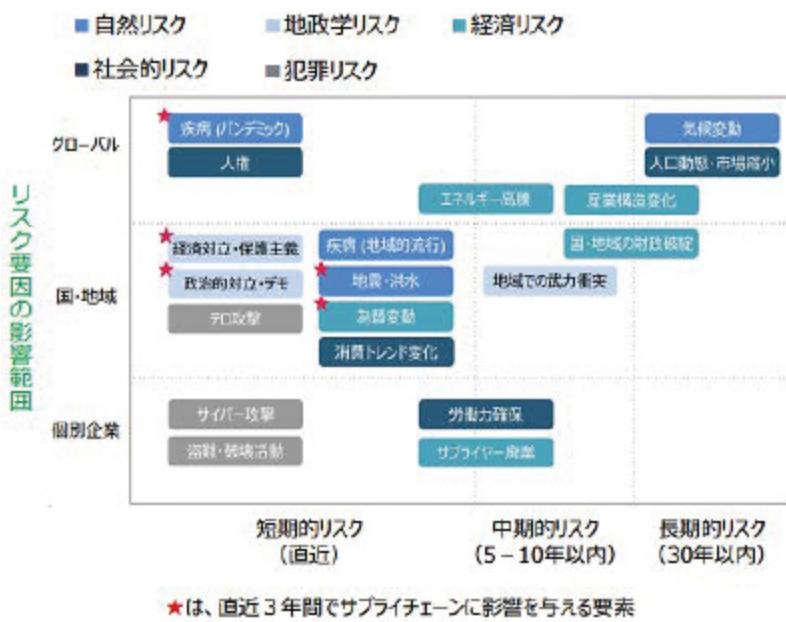


経済産業省:2023年版ものづくり白書

○製造業を取り巻く環境変化

- ① ロシアによるウクライナ侵攻等による国際情勢の不安定化に伴う、サプライチェーン※1寸断リスクの高まり
- ② 脱炭素社会の実現に向けた世界的な気運の高まり
- ③ 製造業の人手不足、原材料やエネルギー価格高騰に伴う生産コスト削減・適正な価格転嫁の重要性増加
- ④ 企業独自の高度なオペレーション・熟練技能者の存在によって、現場の部分最適・高い生産性に強みを持つ一方で、企業間のデータ連携・可視化の取組できている製造事業者は2割程度に対し、海外の先進企業は、データ連携や生産技術のデジタル化・標準化に強みを持ち、企業の枠を越えた最適化を実現している。

製造業に影響を与えるリスク要因



★は、直近3年間でサプライチェーンに影響を与える要素

(資料)経済産業省「第1回デジタル時代におけるグローバルサプライチェーン高度化研究会」(2022年6月)

<製造業を取り巻く環境の変化>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻など、事前の予測が困難な事象が相次いで発生し、我が国製造業も、調達先の把握や生産拠点の変更・拡充といった、サプライチェーンの強靭化が課題となっている。
- 世界的に気運が高まる脱炭素や人権保護の実現には、企業の枠を越えたサプライチェーン全体での取組が必要である。
- これらの実現に向けて、デジタル技術による事業者全体の取組の可視化・連携が重要である。

※1 サプライチェーンとは、製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れを指す用語である。自社だけでなく、他社（協力会社など）をまたいでモノの流れを捉えることが特徴的である。具体的には、原材料・部品の「調達」→商品の「製造」→「在庫管理」→「物流・流通」→「販売」といった一連のプロセスの連鎖のことです。

※2 グリーンストラットフォームーション（GX）とは、温室効果ガスを発生させないグリーンエネルギーに転換することで、産業構造や社会経済を変革し、成長につなげること。GXの背景となるのは、地球温暖化への対策としてのカーボンニュートラルだ。2007年にノルウェーのイェンス・ストルテンベルク首相（当時）が2050年までに国家レベルでカーボンニュートラルを実現する政策目標を提案したのをはじめ、同年、コスタリカも2021年までのカーボンニュートラルを宣言した。2017年には2050年までのカーボンニュートラルを目指す「カーボンニュートラル連合（The Carbon Neutrality Coalition）」が発足し、2021年4月15日時点で日本を含む29カ国が署名しております。

第3編 基本計画

○製造業のビジネス環境の変化

- ① 製造に関わる全ての工程を標準化・デジタル化し、サービスとして製造事業者に販売するビジネスモデルの誕生
- ② そのサービスを活用して、生産性・エネルギー効率性の向上を実現する製造事業者の登場

このような中で、中小企業の経営基盤の強化を図るために、中小企業自らの自主努力が最も重要な課題となっておりますが、個社単位での対策は困難・非効率であり、デジタル技術による、サプライチェーンに係る事業者全体の取組の可視化・連携が重要です。また、サプライチェーンに係る事業者や消費者が、お互いにデータを共有できるようになったため、サービス事業者、製造事業者、消費者の利益向上を実現が必要となります。行政として、当該企業のこの自主的努力が効果的に行われるよう、企業の強みを活かしつつ、サプライチェーンの最適化に取り組み、競争力強化を図ることやGXの実現にも不可欠となる、DX^{※2}に向けた投資の拡大・イノベーションの推進により、生産性向上・利益の増加につなげ、所得への還元を実現する好循環を創出する適切な指導や支援を行う必要があります。

<製造業のビジネス環境の変化>

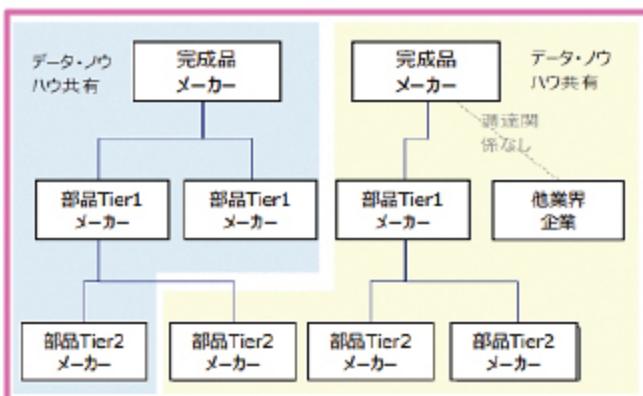
○デジタル化・標準化による水平分業の進展

従来、製造業では設計・開発・製造・販売等の機能を自社で垂直統合的に確保。日本はすり合わせに強み。
→ 標準化・デジタル化の進展により、製品設計のみならず、生産ライン設計や現場のオペレーションも形式化され、これらの生産機能を外部に提供するビジネスも登場するなど、水平分業が進展。
参入障壁が下がり、新規参入が加速。

○サプライチェーンの見える化・ダイナミック化

取引関係は既存の企業間で固定的。平時においては高い生産性を発揮。
→ 一方で、顧客のニーズにスピーディに応える、あるいは災害等の有事において調達先を動的に変えていくためには、個社やグループを超えたデータ共有を通じた最適化を図っていくことが必要。
→ また、SDGsの観点からも、サプライチェーン全体でCO₂排出量や人権保護等の情報を把握していくことが必要。

将来あり得る製造業のサプライチェーン



経済産業省:2023年版ものづくり白書

石油産業のサプライチェーン（例）



SSで販売されている石油製品は、中東などから輸入した原油を製油所で精製して製造、あるいは海外から直接輸入されています。最終的にはタンクローリーでSSまで届けられ、消費者に販売されます。経済産業省【自然エネルギー庁】

<日本と海外の状況>

<日本>

- ・日本は現場の高度なオペレーション・熟練技能者の存在によって、現場の部分最適・高い生産性に強みを持つ。
- ・一方で、企業間のデータ連携・可視化の取組ができる製造事業者は2割程度。

<海外>

- ・海外の先進企業は、データ連携や生産技術のデジタル化・標準化に強みを持ち、企業の枠を越えた最適化を実現。
- ・欧州では、サプライチェーンの最適化の実現を目的とする、製造事業者のデータ連携基盤が発足。

- 現場の強みを活かしつつ、サプライチェーンの最適化に取り組み、競争力強化を図ることが必要。
- GX（グリーントランスマネージメント）の実現にも不可欠となる、DXに向けた投資の拡大・イノベーションの推進により、生産性向上・利益の増加につなげ、所得への還元を実現する好循環を創出することが重要。※1 非化石証書、Jクレジット制度、グリーン電力証書の推進。

建設施工分野のカーボンニュートラル推進（例）

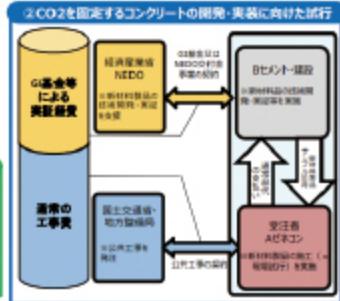
○建設施工分野では、電動等の革新的建設機械の普及等インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラルを推進

■省CO2に資する建設材料の導入

- ・GI基金で開発中のCO2固定化コンクリート等の省CO2に資する建設材料について、現場試行工事を実施
- ・成瀬ダム付替道路（東北）、日下川新規放水路（四国）等で現場実証中

①低炭素型コンクリートの活用（モデル工事の実施）

- ・高炉スラグ微粉末を用いた低炭素型コンクリートブロック（ボルトランドセメント）の置換率を65%以上）を活用するモデル工事を実施。
- ・脱炭素化に向けた取組を推進するとともに、課題上の課題等を検証する。



■革新的建設機械の普及促進

- ・電動や水素・バイオマス等を新たな動力源とする革新的建設機械の普及を促進するため、革新的建設機械認定制度の創設を検討



■ICT施工導入促進

- ・ICT施工による建設現場の生産性向上を促進するため、ICT建設機械認定制度の整備やICT施工技術者の育成支援を推進

■北海道インフラゼロカーボン試行工事

- ・CO2削減の取組を工事成績に加点

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する法律【GX推進法】の概要

- ・世界規模でグリーン・トランスマネージメント（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、日本でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ・GX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)GX推進戦略の策定・実行、(2)GX経済移行債の発行、(3)成長志向型カーボンプライシングの導入、(4)GX推進機構の設立、(5)進捗評価と必要な見直しを規定。

工 業 の 現 状

(単位：万円)

年 度	事業所数	従業員数	製造品出荷額
平成15年	53	2,506	4,269,380
平成20年	49	2,775	8,867,188
平成25年	42	2,457	8,115,022
平成30年	41	2,598	8,264,792
令和元年	40	2,591	8,439,978
令和2年	38	2,503	8,581,232

※産業経済課資料、工業統計調査（対象事業所は、従業員4人以上の事業所）

第3編 基本計画

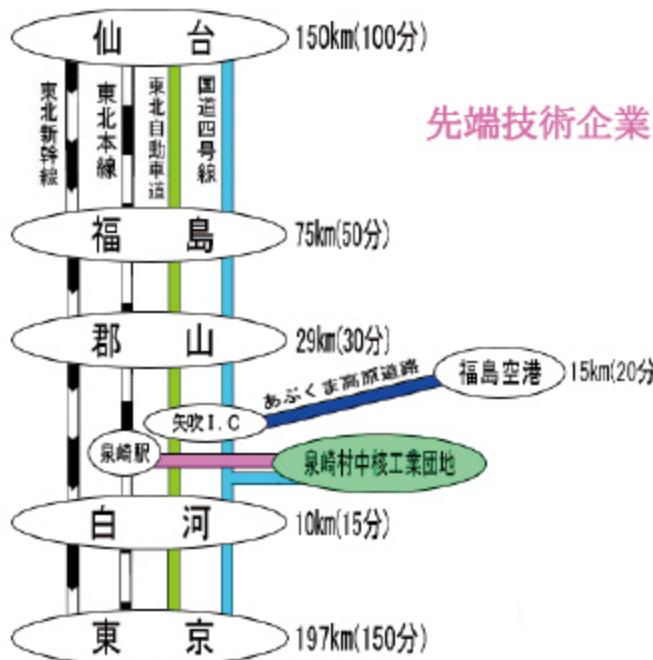
<基本計画>

国・県の制度資金を活用するなどの方法によって、小規模・零細規模企業の育成に努めるとともに、製造のDX化（工程の標準化・デジタル化）し、サービスとして製造事業者に販売するビジネスモデルや工業への就職と安定雇用を促進するため、就業機会の紹介・職業訓練の実施の円滑化に努めます。

また、GX（グリーントランスフォーメーション）など自然環境との調和を推進しながら、官民一体となった企業誘致体制を確立し、優良企業の誘致を促進します。※1 非化石証書、Jクレジット制度、グリーン電力証書の推進。

<実施施策>

- 中小企業融資制度の拡充
- 県・村商工会等関係機関団体との連携による中小企業の振興
- 高い成長が見込まれる医療・福祉関連産業やソフト系IT関連産業の誘致
- 地域産業の高度化と地域雇用の創出
- 企業の立地に伴う就業機会に関する情報の提供
- 必要な職業訓練についての援助等を関係機関と連携して推進
- 先端技術系企業の誘致
- 工業DX・企業GXの推進及び情報提供



先端技術企業の誘致



※1 環境価値には現在、非化石証書・Jクレジット・グリーン電力証書の3種類の制度があります。「環境価値」とは、電気に付随する価値を指します。例えば、太陽光発電による電気の価値と、火力発電で発電された電気の価値をイメージしてほしい。電力量は同じ1kWhだとしても、発電にあたってのCO₂排出量は太陽光発電の方が少なく、その分、環境への負荷が低いと考えられます。そこで、環境への負荷が低い電気などがもつ付加価値を「環境価値」として電気そのものと切り離し、取引できるようにしたものが非化石証書やJクレジット制度、グリーン電力証書です。なぜ、環境価値だけを切り分けて取引するのかというと、より多目的に活用しやすいからです。具体的にいうと、企業などが必要な量の環境価値を購入し、事業活動で使う電気によるCO₂排出量を相殺（オフセット）することで、CO₂排出量を実質的に削減でき、また、特定のイベントや会議などで使用する電気によるCO₂排出量を環境価値でオフセットし、カーボンフリーであることをPRするといった使い方も可能となります。

第4節 商業の振興



1 商業の振興

<現況と課題>

本村の商業は、近隣市町村などに進出した大型店との競争激化により、経営基盤の弱い小規模小売業の衰退が目立つ状況です。

また、スーパーマーケットチェーン及びドラッグストアチェーンなどの村内への進出は、利便性や健康で豊かな暮らしの推進など住民生活の向上につながる一方、既存の商業・サービス業の魅力ある振興発展のためには、経営の安定化を図るとともに、駅周辺の中心地区及び国道・県道の沿道に地元商業者も含めた商業・サービス業施設の集積地区の形成を検討して行く必要があります。

さらに、各種制度などを活用や地域全体で地元商業を支える新たな仕組みづくりなど、商業の総合的な発展と展開を図ることが重要です。



<基本計画>

消費者ニーズ、消費スタイルの変化に対応した個性と魅力あふれる商業の育成を目指すため、商業・サービス業・レジャー産業など複合的な機能を有する商業の核づくりに努めます。

また、商業者の経営意識の高揚、共同店舗化、組織・団体の育成等を図り経営近代化を推進するとともに、地元消費推進方策を検討し、地域全体で地元商業を支える体制づくりを進めます。

<実施施策>

- 県及び関係機関と連携による高度化資金等の助成制度の促進
- 県及び関係機関と連携による各種診断事業の実施
- 中小企業融資制度の拡充
- 村商工会と協調して商業の総合的な発展を目指す
- 商業振興制度の拡充による商店の活性化
- 商業施設の立地可能性を検討し、魅力ある商店等の集積の形成の促進



～地域全体で地元商業を支える体制づくり～

第5節 観光の振興

1 観光の振興

<現況と課題>

本村の観光資源として、鳥峠（生活環境保全林）で代表される豊かな自然環境と泉崎横穴、閑和久官衙遺跡、觀音山磨崖供養塔婆群、原山古墳、踏瀬旧国道松並木などの歴史的文化遺産が挙げられます。また近年、村内各所の桜をはじめとする「花の名所」が注目を集めています。



これらの観光資源を活用して、「いすみざき桜ウォーク」等のイベントが開催され、村内外より多くの集客をみていますが、さらなる振興のため、管理・保全を含めた総合的な整備が必要です。

一方、このところの健康志向により、「農業者トレーニングセンター」、「さつき運動公園」、「泉崎カントリーヴィレッジ」等の各施設を利用してのスポーツ滞在が増加しています。



林間の静寂に包まれたログ棟（泉崎カントリーヴィレッジ）

また、「さつき温泉」（平成13年に給湯を開始）は、豊富な給湯量と泉質の良さが好評で、令和3年4月22日には足湯もオープン。

さらに、林間の静寂に包まれたログ棟の周りには、公益社団法人 日本パークゴルフ協会公認コース泉崎パークゴルフ場があり、令和4年に1コース9ホールの「峠コース」を増



さつき温泉「足湯」

設し、現在4コース36ホール（認定番号第413号）が楽しめます。関連施設の利用客は毎月、約8,000人に達しています。

泉崎村の物産品として、十割蕎麦、野菜類、はと麦茶、味噌、木炭製品などが挙げられます。PRが乏しく大きな販売増加に結びついていないのが実態です。

今後は、村の観光資源の整備・広報活動の強化を図り、総合的・継続的な観光振興を行うことが必要と考えられます。



(泉崎パークゴルフ場)

<基本計画>

泉崎村の「鳥峠」・「史跡」・「花」・「温泉」・「人」・「特産品」及び新たな「加工品の開発」を重要な観光資源として、保護・保全を図り、多様な観光ニーズのうち、『くつろぎの時間と空間』を提供していくことを大きな指針とします。

<実施施策>

- 村のシンボルである鳥峠（稻荷神社）の自然を活かし、遊歩道の維持・整備を図ります。
- 地場産品の振興及び新たな加工品（高付加価値なものなど）の開発を進め、それらを展示・販売する6次産業館（はにわの里）を充実させます。また、観光案内、物産・分譲宅地・工業団地等のPRコーナー、デジタルサイネージなどを整備し、村の観光窓口の機能を持たせます。
- 村内幹線道路の桜並木の維持・整備を図るとともに、「いずみざき桜ウォーク」を通して本村の「さくら」のPRを図ります。昌建寺（永正6年創建）のしだれ桜、常願寺の願い桜
- 泉崎村の観光資源を広く訪ねてもらうため、観光モデルコースを策定します。また、そのために観光ガイドの育成と充実に努めます。
- さつき温泉利用者の増加のためのPRの充実、さらにはカントリーヴィレッジ周辺へのキャンプ場やグランピング施設など、新たな施設整備について検討していきます。



(紅葉の鳥峠稻荷神社)

第6次総合振興計画

The 6th Strategic
The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第6章 住民自主性のむらづくり

The 6th Strategic

The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第1節 住民参画社会の構築



1 コミュニティ活動の推進

<現況と課題>

近年、地域住民の自治意識の向上に伴い、行政に対するニーズも高度化・多様化し、行政の果たすべき役割は極めて重要になっています。

本村では、これらの要請に対処するため、広報広聴活動を強化し、各種の相談業務を行うとともに、行政が直接住民と対話する地区説明会、各種会議等を開催し、村政運営の実現に努めてきました。

今後は、行政サービスの一環として広報「いづみざき」・ホームページやSNS、デジタルサイネージや防災無線などをより有効に活用し、一層村政への理解を深める必要があります。

さらに、村づくり委員会など住民や特に若い世代が行政に関わる仕組みの創設や村民アンケートなど、多元・多様な世代が村政に“参画する機会の拡充”に努めるとともに、各種委員会や協議会の充実、区長会議・自治会の育成を図り、住民参加（参画）による行政を展開することが重要となっています。



村づくり委員会(各分科会)の様子

<基本計画>

行政と住民の連携を図り、豊かで魅力あるむらづくりを推進するために住民参加（参画）の機会拡充、広報広聴活動を充実し、村政に対する理解と協力を求め、住民の意見の反映とその実現に努めます。

<実施施策>

- 住民参加（参画）の機会の拡充
- 公聴活動の推進
- 広報誌・ホームページ・SNS等の充実
- インターネットの活用



デジタルサイネージの充実

第3編 基本計画

- 行政区長会議・自治組合長会議等の充実
- 開かれた村長室 ○ 村づくり委員会など若者参画の推進
- デジタルサイネージの推進 ○ 新春賀詞交換会等の交流施策の充実

2 ボランティア・NPO活動の振興

(1) 生涯学習におけるボランティア活動の振興

<現況と課題>

村では、ボランティア団体等が村内にも多く組織されるようになり、団体のみならず個人でも活動する方が出てくるなど、ボランティアに対する意識の高揚と気運が盛り上がりを見せております。これらの団体や個人の活動を支援し、相互連携を図るため中央公民館に泉崎村ボランティア連絡協議会を設置しております。

令和5年度現在では、9団体が加盟し活動を展開しているところです。設立されてから現在までの活動内容は、伝承文化や昔遊びを学校に出向いて子ども達に指導する学校支援ボランティア（保護者や地域住民を学校支援ボランティアとして登用）や福祉施設で開催されるイベントでの利用者の介助サポートなど積極的に活動を行ってきました。

「ボランティア」という用語が一般的に用いられ、理解されるようになってはきましたが、その実践活動は広く定着したとは言えないのが現状です。村民がボランティア活動に積極的に取り組み、心豊かな人間愛に満ちた郷土をつくっていくためには、住民のボランティア活動に対する意識の高揚、協議会の機能強化を図る必要があります。



<基本計画>

ボランティア活動への参加意欲の醸成のための広報啓発活動を始めとして、ボランティア活動に関する情報提供や推進体制の整備、ボランティア人材の育成など、ボランティア活動全般にわたる取り組みの推進を図ります。

<実施施策>

- 泉崎村ボランティア連絡協議会の機能強化
- ボランティア活動に関する実践の場の拡充
- 積極的なボランティア活動への参加の促進
- ボランティアリーダーの養成・研修事業の実施
- 団体及び個人の活動支援

(2) 社会教育におけるボランティア活動の振興

<現況と課題>

本村のボランティア活動は、泉崎村社会福祉協議会や泉崎村老人クラブ連合会が中心となって行っており、各地区の老人クラブは、道路沿線や各施設周辺の清掃活動や小学生の下校時を見守る「孫見守り隊」など様々なボランティア活動を展開しています。

社会福祉協議会で行っているボランティア活動としては、①60歳以上の男性を対象に交流を深めながら料理を学び一人暮らし高齢者に料理を提供する「ふれあいクッキング」②泉崎村の将来を担う中学生を対象に村内の各施設で体験しながら福祉・教育・仕事の大切さを学ぶ「サマーショートボランティア」などがあり、社会福祉への理解と関心を高め、共に生き、共に支え合うボランティア活動の普及と啓発に努めています。

NPO活動では、県南地方9市町村（白河市・西白河郡・東白川郡）をエリアとして設立した「NPO法人こころネットワーク県南」があります。この組織は、精神障がい者やその他の障がいをもつ人に対し、日常生活を通じて自立し、社会復帰・社会参加できるよう支援するものです。

また、障がい者が働きながら就労できるよう支援するカフェ「こころや」（平成18年オープン）は、障がい者はもちろんその家族への支援となり、訪れる住民からも好評を博しています。さらに、平成27年からは、こころんファームとして、農業と福祉を運動させた農福連携「ノウフク」に取り組んでおり、精神的な障がいを持たれる方の就農支援を行っています。自然の中で生命を育て、人に関わり過ごすことで自分を取り戻すなど社会性の高い取り組みを行っております。



東日本大震災（平成23年）では、泉崎村でも家屋の全半壊があり、多くの住民や他県からの避難民が泉崎村の避難所に避難していましたが、赤十字奉仕団の炊き出し活動などのお陰で、困難を克服することができました。

但し、地域に根差したボランティア団体の数が増えていないのが現状です。

<基本計画>

老人クラブなど、組織でのボランティア活動や子ども時代からボランティアの



第3編 基本計画

心を学ばせる体験活動をさらに充実させ、住民全体が常にボランティアの心を持てるよう支援いて行きます。

<実施施策>

- ボランティアセンターの機能強化と活動支援
- 広報活動
- ボランティア意識高揚のための表彰
- NPO法人への活動支援



【東日本大震災時炊き出し風景】



【東日本大震災時給水風景】



【ボランティアによる泉崎駅構内植栽風景】

3 男女共同参画社会^{*1}の推進

<現状と課題>

人生100年時代を迎え、日本における家族の姿は変化し、人生は多様化しております。しかし、日本においては、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に大きく偏るなど、依然として、固定的な性別役割分担が残っております。

近年、主に若い世代の理想とする生き方は、変わってきております。このような変化を捉え、日本の未来を担う

若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会を作ることこそが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において、重要です。このことが、家族の姿が変化し、人生が多様化する中で、全ての人の活躍にもつながるものと考えられております。

さらに、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行を見直し、「男性は仕事」「女性は家庭」の「昭和モデル」から、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、新たな生活様式・働き方を全ての人の活

▶男女共同参画社会のイメージ図



躍につなげる「令和モデル」に切り替える時となっております。

このような中、本村においても女性全体に占める、働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における女性の参画が進んでいない状況にあります。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある泉崎村を築いていくため、すべての村民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に村民の総意として取り組んでいくことが必要となっています。

*1男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

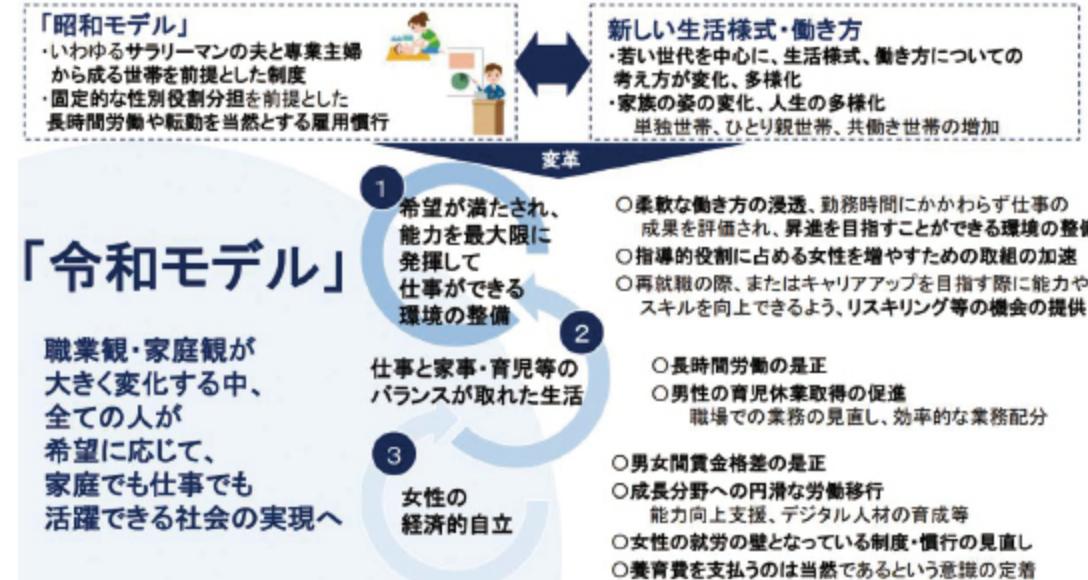
<基本計画>

「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、村民全てが個人として尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を自らの意思に基づいて発揮することができる社会を目指していきます。

また、女性も男性も主体的に職場、家庭、学校、地域などあらゆる分野で性別にとらわれることなく、それぞれの有する能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営むことによって地域の活力が維持、増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせるむらづくりになげていきます。

<実施施策>

- 国、県により展開される各種事業の周知啓蒙、参加促進
- 村民を対象としたチラシ等による広報活動
- 各種団体における役職者への積極的な女性の登用



第2節 行財政運営の効率化と広域行政の推進



1 財政の健全・強化

<現況と課題>

政府が取りまとめた総合経済対策の眼目は、デフレからの完全脱却であります。バブル崩壊後、約30年にわたって続いた縮小均衡のコストカット型経済から、人や設備、事業に思い切って投資し、必要なコストが適正に価格に転嫁され受容される経済への転換なくして、持続的な経済成長も国民所得の向上も成り立たず、当然のことながら、この壮大な変革は、単年の経済対策・補正予算のみで完結するものではなく、その先も切れ目なく取り組んでいくことが肝要であるとされました。長年続いたデフレ経済からの脱却を図るうえでも、また、足下の物価高から国民生活を守るうえでも、その方策の主軸は、持続的かつ構造的な賃金引き上げにあります。成長の果実をしっかりと分配できる仕組みを回していくことで、賃上げと可処分所得の増加を実現するとしました。そして、その仕組みに乗れていない方々には、まずは当面の暮らしを支え、併せて成長と分配の仕組みへの移行を支援していくが、あくまで賃上げと可処分所得の拡大が、デフレ脱却の本流であることされ、このような視点から、リ・スキリング^{*1}による能力向上の支援など三位一体の労働市場改革をはじめ、地域の中堅・中小企業、小規模事業者を含め、賃上げに向けた環境整備、中小企業等の価格転嫁の円滑化などの支援を推し進めるとしました。

いわゆる“コロナ禍”に苛まれていた3年間、日本のみならず世界中の人々が活動の制限を余儀なくされ、それに伴って経済も多大な影響を受けてきました。当然の成り行きとして、近年の施策も、いかに新型コロナウイルスから国民の命と健康を守り、日々の暮らしと産業を支えるかに重点の置かれたものとなっていましたが、昨年（令和5年）の5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に移行して以降、いよいよ本格的な反転攻勢の時を迎えております。過去最大の民間投資や30年ぶりの株価水準、インバウンド需要の目覚ましい回復に象徴されるように、社会は活気を取り戻し、人手不足が経済成長や収益拡大の足かせになるほどの様相を呈してきております。この機を逃すことなく、むしろ人手不足などの課題さえもチャンスに変えて、一気に成長の機運を高めていかなければなりません。

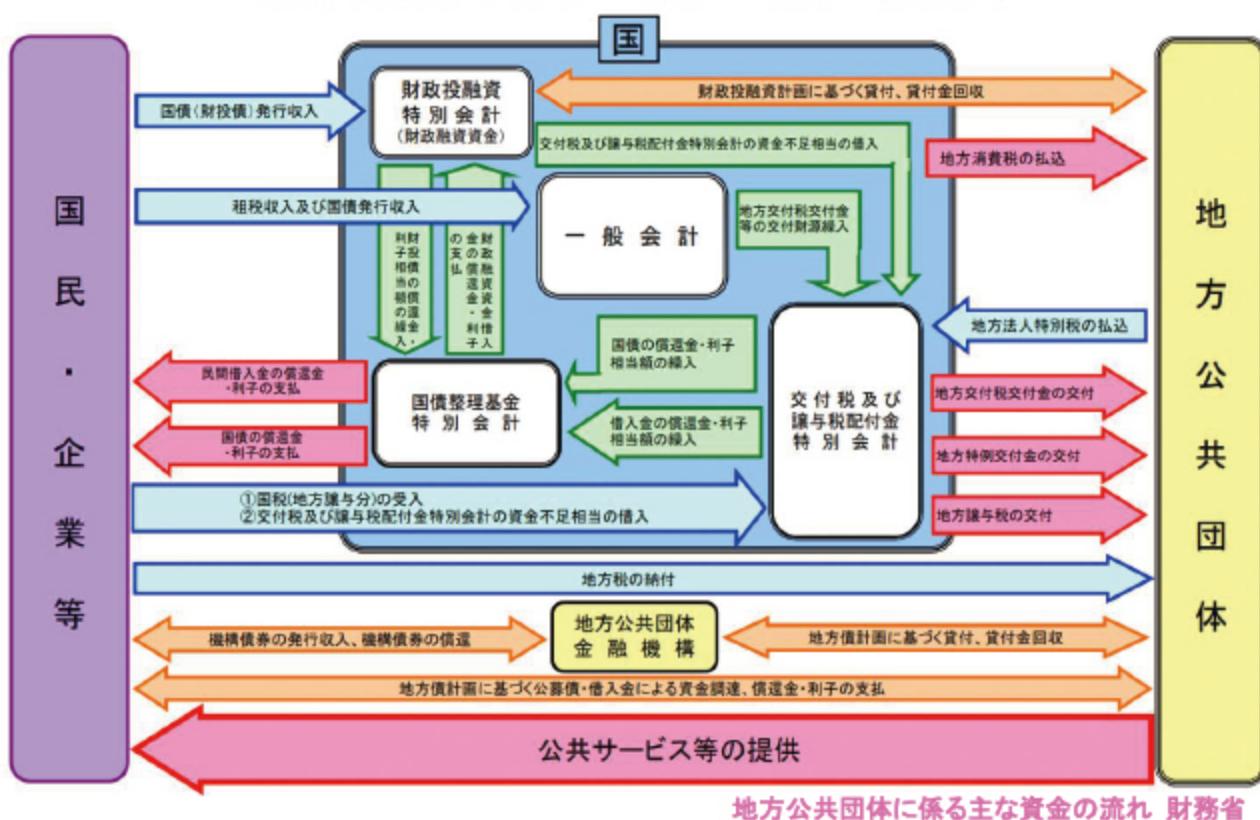
まず、供給力の強化に向けて、科学技術の振興やイノベーションの促進、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめ、製造業のインダストリー4.0（スマート工場を中心としたエコシステムの構築）など、大胆な国内投資の促進、新たな価値を生むフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組むとともに、円安のメリットも活かした企業の

国内回帰やインバウンドの更なる招致、対日直接投資、輸出拡大といった攻めの取組みにより、経済の強靭化を図ること。

また、インバウンドを含む地方への人の流れの強化、地方活性化に向けた基盤づくり、地域公共交通の維持・確保などによって地方創生を推進するとともに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタル技術の活用によって、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指す。更に、人口減少の下でも、従来以上に質の高い公共サービスを効率的に提供するため、アナログを前提とした行政財政の仕組みを全面的に改革する「デジタル行政財政改革」を起動・推進し、利用者の視点はもちろん、サービス提供者側の視点も織り込みながら、教育、交通、介護、子育て・児童福祉等の分野において、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革を進めるとされました。

* 1「リスキリング(Reskilling)」とは、職業能力の再開発、再教育のことを意味します。近年では、企業のDX(デジタルトランスフォーメーション)戦略において、新たに必要となる業務・職種に順応できるように、従業員がスキルや知識を再習得するという意味で使われることが増えています。

地方公共団体に係る主な資金の流れ（概念図）



国は、地方財政計画の策定を通じて、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の地域社会の基盤整備など住民の多様なニーズに応えるため、行政サービスの財源となる地方交付税等の調整をしており、地方公共団体の円滑な行政運営を支援しています。

本村では、過去（平成12年度）に財政の健全化に取り組むため、福島県から福島県市町村振興基金（適正化枠）の借入を行い、土地の販売促進、各種事業の抑制、経費の削減等を柱とする自主的財政再建計画を策定し、財政再建に邁進しました。※懸案となっていた福島県市町村振興基金の償還が平成25年度に完済。

第3編 基本計画

自主的財政再建の経過、財政健全化の推進、計画的財政運用の確立及び行政改革の推進は、本村の行財政運営の教訓として継承して、自主財源の確保、支出の抑制など、費用対効果を見極めた適正な財政運営に努めます。

なお、地方交付税・国庫補助金等が減額する反面、村債の償還金、企業・特別会計への繰出金、扶助費等の増額が見込まれることから、安定的な財政運営が行えるよう、更なる財政健全化へ向けた取り組みを行う必要があります。

<基本計画>

(1) 財政健全化の推進

自主財源の確保、支出の抑制を基本とし、特色ある魅力的なむらづくりを推進するため、費用対効果を見極めた財源の有効配分など効率的な財政運営を推進します。併せて、各地域で使用している施設について利用者の地元負担や公共施設使用料等の応分負担については、村民の理解をいただきながら村財政の健全化を推進していきます。

(2) 計画的財政運用の確立

社会資本の整備拡充が後年の財政硬直化の要因とならないように、その実施に当たっては厳しく選択を行うなど、中・長期的視点に立って健全財政計画を確立し、計画的財政運営を図ります。

(3) 行政改革の推進

経常経費の抑制を図るため、事業の見直し、定員管理やDX化の積極的な推進を行うほか、公共施設の運営委託など、行政運営の合理化・効率化を推進します。

<実施施策>

- 自主財源の安定確保
- 受益者負担の適正化
- 効果的な財政支出
- ふるさと納税の推進
- 企業版ふるさと納税の創設
- 中長期財政計画の策定に努める

実質収支の推移

(千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入合計 A	4,588,684	4,410,502	4,102,829	4,545,659	4,964,176	4,551,558	4,020,712
歳出合計 B	4,200,587	3,953,392	3,705,482	4,095,438	4,402,487	4,148,245	3,668,753
差引額 (A-B) C	388,097	457,110	397,347	450,221	561,689	403,313	351,959
翌年度に繰り越すべき財源 D	20,874	43,730	19,699	128,693	272,191	36,472	50,878
実質収支 (C-D) E	367,223	413,380	377,648	321,528	289,498	366,841	301,081
単年度収支 F	△ 102,052	46,157	△ 35,732	△ 56,119	△ 32,030	77,343	△ 65,760
積立金 G	187,459	0	187,072	0	0	222,793	20,503
繰上償還金 H	0	0	0	0	0	0	0
積立金取崩し額 I	0	0	0	149,433	95,496	46,560	0
実質単年度収支 (F+G+H-I)	85,407	46,157	151,340	△ 205,552	△ 127,526	253,576	△ 45,257

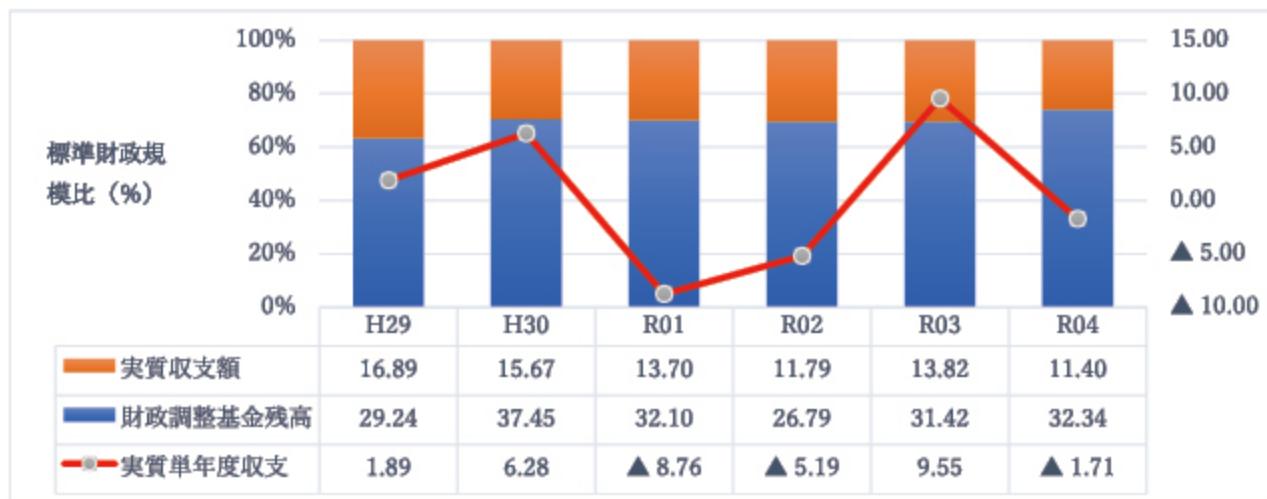
財政指標の数値

(単位)

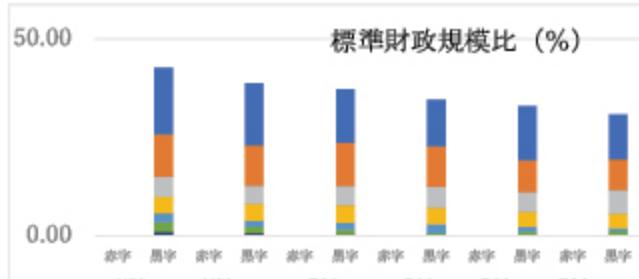
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
標準財政規模	2,449,520	2,447,659	2,410,760	2,346,945	2,455,433	2,654,802	2,642,098
基準財政需要額	1,987,283	1,968,824	1,941,121	1,909,535	2,004,201	2,154,758	2,255,234
基準財政収入額	1,101,350	1,179,562	1,148,026	1,164,921	1,205,017	1,155,899	1,197,057
財政力指数	0.54	0.56	0.58	0.60	0.60	0.58	0.56
経常収支比率	80.8	84.2	81.2	92.1	88.9	79.2	82.6
実質公債費比率	8.7	8.6	8.6	8.3	7.7	7.2	7.2
将来負担比率	15.1	—	—	—	—	—	—
積立基金残高	1,422,140	1,583,173	1,891,559	1,776,708	1,680,400	1,913,127	2,035,762
地方債残高	4,515,709	4,448,313	4,333,856	4,140,061	4,100,443	3,929,044	3,603,552
債務負担行為現在高	5,971	3,997	2,043	110	68	35	13

*1 財政力指数 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされる。

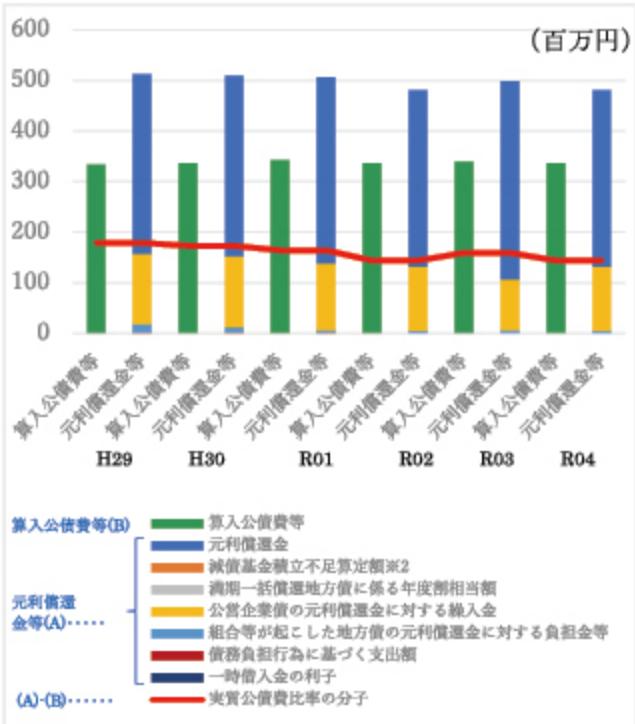
実質収支比率等に係る経年分析



連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析



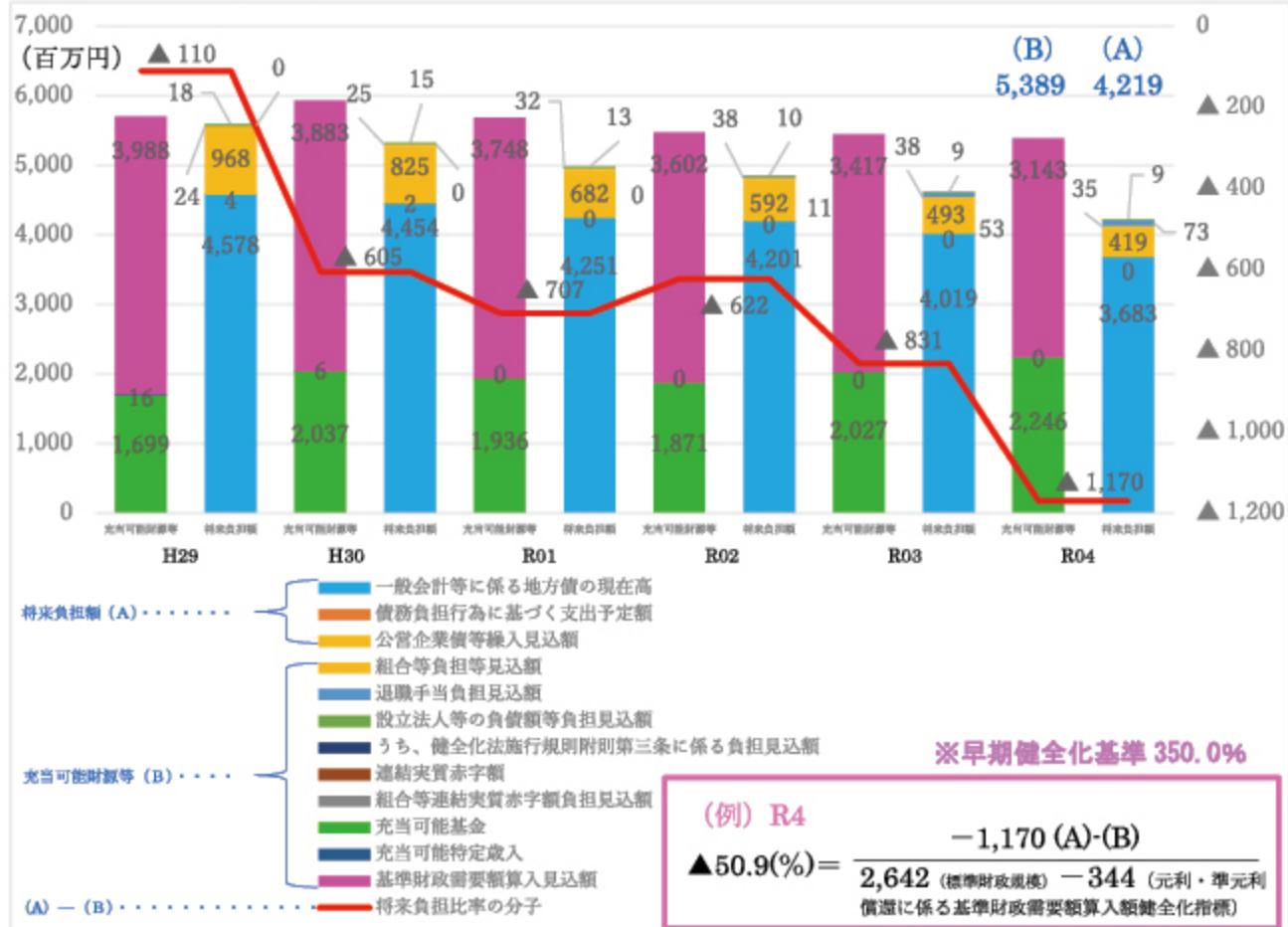
・実質公債費率(分子)の構造



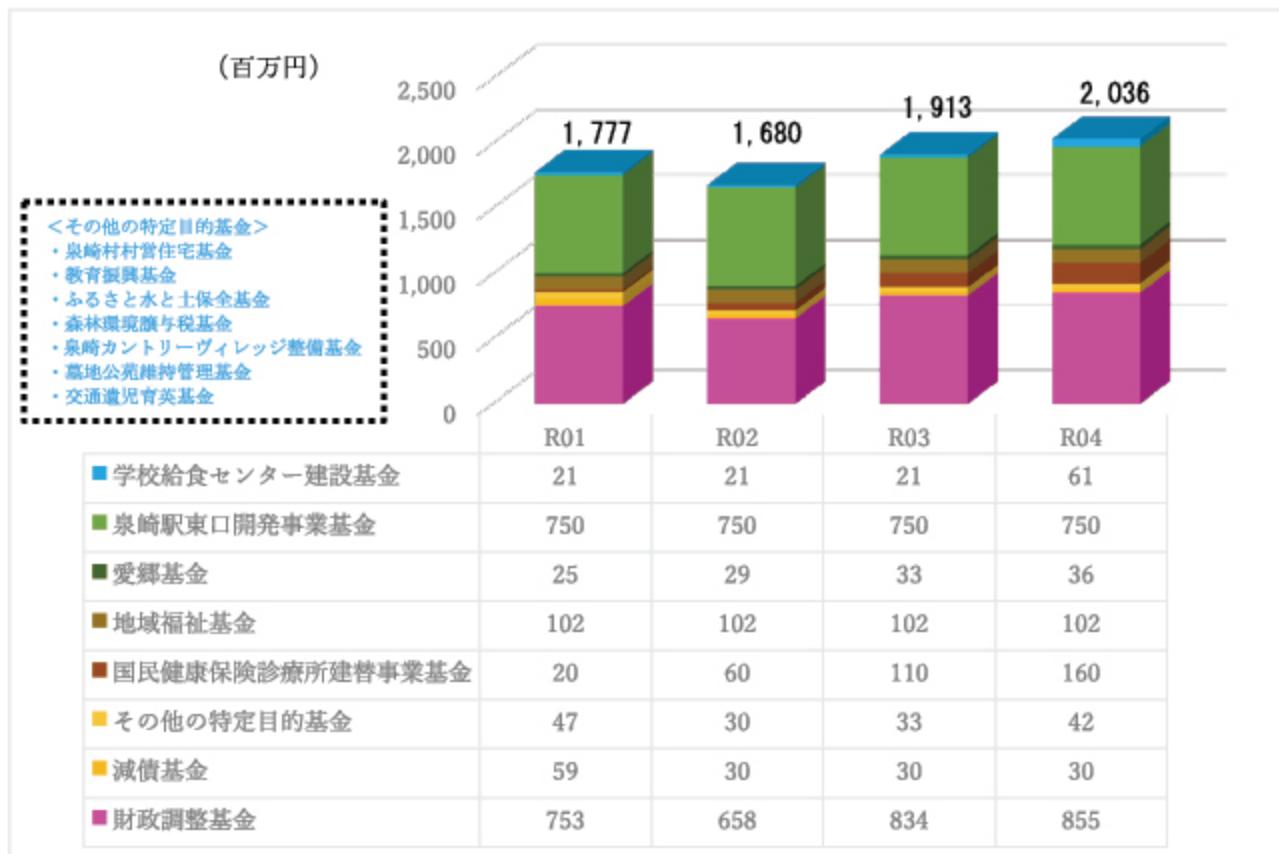
	H29	H30	R01	R02	R03	R04
一般会計	16.88	15.66	13.69	11.79	13.81	11.39
住宅用地造成事業会計	10.82	10.24	10.91	10.20	7.94	7.67
水道事業会計	5.00	4.64	4.91	5.38	5.13	6.20
工業用地造成事業会計	4.21	4.29	4.40	4.23	3.77	3.63
国民健康保険特別会計	2.31	1.57	1.81	2.29	1.33	0.70
介護保険特別会計	2.40	1.68	1.20	0.28	0.77	0.96
農業集落排水処理事業特別会計	0.83	0.61	0.39	0.28	0.17	0.20
後期高齢者医療特別会計	0.26	0.05	0.02	0.07	0.08	0.08
その他会計(赤字)	-	-	-	-	-	-
その他会計(黒字)	-	-	-	-	-	-

第3編 基本計画

将来負担比率（分子）の構造



主な基金残高（東日本大震災分含む）に係る経年分析



○基本用語

1 普通会計

個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な掌握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの。

2 一般会計等

地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものであり、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

3 地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

4 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。通常、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と分類している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

5 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

6 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費過次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで過次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

7 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

8 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

9 有形固定資産減価償却率

償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができる。算出式は以下のとおりである。

第3編 基本計画

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

10 債務償還比率

実質的な債務が、理論上債務償還に充当可能な財源の何倍あるかを示す指標。現在は、地方公会計から得られる情報ではなく、決算統計等の数値を用いて算出することとなっており、地方公会計としては「参考指標」としての位置づけとなっている。算出式は以下のとおりである。

$$\text{債務償還比率} = \frac{\text{将来負担額} (\text{※1}) - \text{充当可能財源} (\text{※2})}{\text{経常一般財源等(歳入)等} (\text{※3}) - \text{経常経費充当財源等} (\text{※4})}$$

※1 将来負担額については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 充当可能財源は、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。

※3 経常一般財源等(歳入)等は、「①経常一般財源等+②減収補填債特例分発行額+③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体財政健全化法上の実質公債費比率の算定式による。

※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体財政健全化法上の実質公債費比率の算定式、ニは地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。

イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 元金償還金(経常経費充当一般財源等)

○財政分析指標等

1 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

2 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

3 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

4 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。ただし、特別区の財政力指数については、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出したもの。

5 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

○健全化判断比率等

1 健全化判断比率

地方公共団体財政健全化法で定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

2 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

3 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

4 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議をする団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。

5 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

6 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

○基金等

1 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

2 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

3 その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

4 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一連の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

第3編 基本計画

2 開かれた行政の推進（行政改革）

＜現況と課題＞

本村の行政機構は、6課・3室の村長部局と議会事務局、教育委員会、農業委員会事務局、地域開発事業事務局等で構成されており、職員総数は、64名（令和5年4月1日現在）となっています。

地域住民に行政の内容を広く知っていただくため、泉崎村情報公開条例（令和5年3月改正）、泉崎村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月制定）、公文書の開示を行うとともに、広報誌、ホームページ等及びデジタルサイネージなどアナログとデジタルを融合し、村の情報の伝達に努めています。

しかしながら、住民参加の行政を展開するためにも、さらなる開かれた行政の推進が重要になります。村づくり委員会など若者が参画する仕組みや開かれた村長室及び小規模自治体の利点“かゆいところに手が届く”きめ細かな行政サービスに努めていく必要があります。

＜基本計画＞

○ 行政組織の効率化

行政需要の増大と変化に対応できる行政組織の確立を目指し、行政組織の再編、適正な人材配置、DX化等行政組織の効率化を推進します。

○ 情報の公開

情報公開条例が施行されており、住民等からの請求に対し迅速に対応するとともに、広報誌、インターネット等を活用し積極的に情報の伝達に努めます。

○ 説明責任の確立

円滑な行政執行・行政に対する理解と協力を図るには、村民への十分な説明が必要であり、広報誌・インターネットを活用するとともに地区説明会、あるいは個々への対応など十分考慮し、説明責任を適切に果たしていきます。

○ 役場庁舎の整備

本村役場庁舎は、平成28年4月新庁舎は旧庁舎から東へ約500メートルの泉崎幼稚園に隣接して建設しました。窓口サービスの充実と効率化、ワンストップ及びDX化を推進します。※役場庁舎：福島再生加速化交付金を受け、総事業費は約11億5,000万円。敷地面積は約8,800平方メートル、庁舎は鉄骨、平屋で床面積は約1,800平方メートル。



＜実施施策＞

- 行政運営の効率化（行政DX含む）の推進
- 行政組織機構改革
- 情報公開条例・個人保護条例の普及

部門別職員数の推移

※泉崎村職員定数条例（昭和42年3月22日条例第1号）第2条【職員定数110人】

部 門	区 分	職 員 数 (人)						対前年増減数(人)				
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
		総務・企画	13	14	12	13	16	15	1	▲2	1	3 ▲1
		税 务	3	3	5	4	4	3	0	2	▲1	0 ▲1
		労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		農林水産	5	5	6	5	6	7	0	1	▲1	1 1
		商 工	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		土 木	3	3	4	3	3	3	0	1	▲1	0 0
		小 計	26	27	29	27	31	30	1	2	▲2	4 ▲1
	福祉関係	民 生	9	9	4	4	5	6	0	▲5	0	1 1
		衛 生	4	4	4	5	5	5	0	0	1	0 0
公営企業等会計	小 計	13	13	8	9	10	11	0	▲5	1	1	1
	一般行政部門計	39	40	37	36	41	41	1	▲3	▲1	5	0
	教 育	17	14	15	17	16	16	▲3	1	2	▲1	0
	警 察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消 防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計		56	54	52	53	57	57	▲2	▲2	1	4	0
公営企業等会計	病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 道	1	1	1	1	2	1	0	0	0	1	▲1
	下 水 道	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	交 通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	6	4	5	5	5	5	▲2	1	0	0	0
公営企業等会計計		7	5	6	6	7	7	▲2	1	0	1	0
総合計		63	59	58	59	64	64	▲4	▲1	1	5	0

地方公共団体定員管理調査 個別団体票より

<類似団体別職員数の状況>

類型	町村 II-1	R5.4.1職員数 A	単純値による比較			修正値による比較		
			単純値 B	超過人数 C(A-B)	超過率 C/A	修正値 D	超過人数 E(A-D)	超過率 E/A
一般行政	計	41	71	▲30	▲73.2	60	▲19	▲46.3
普通会計	計	57	85	▲28	▲49.1	75	▲18	▲31.6

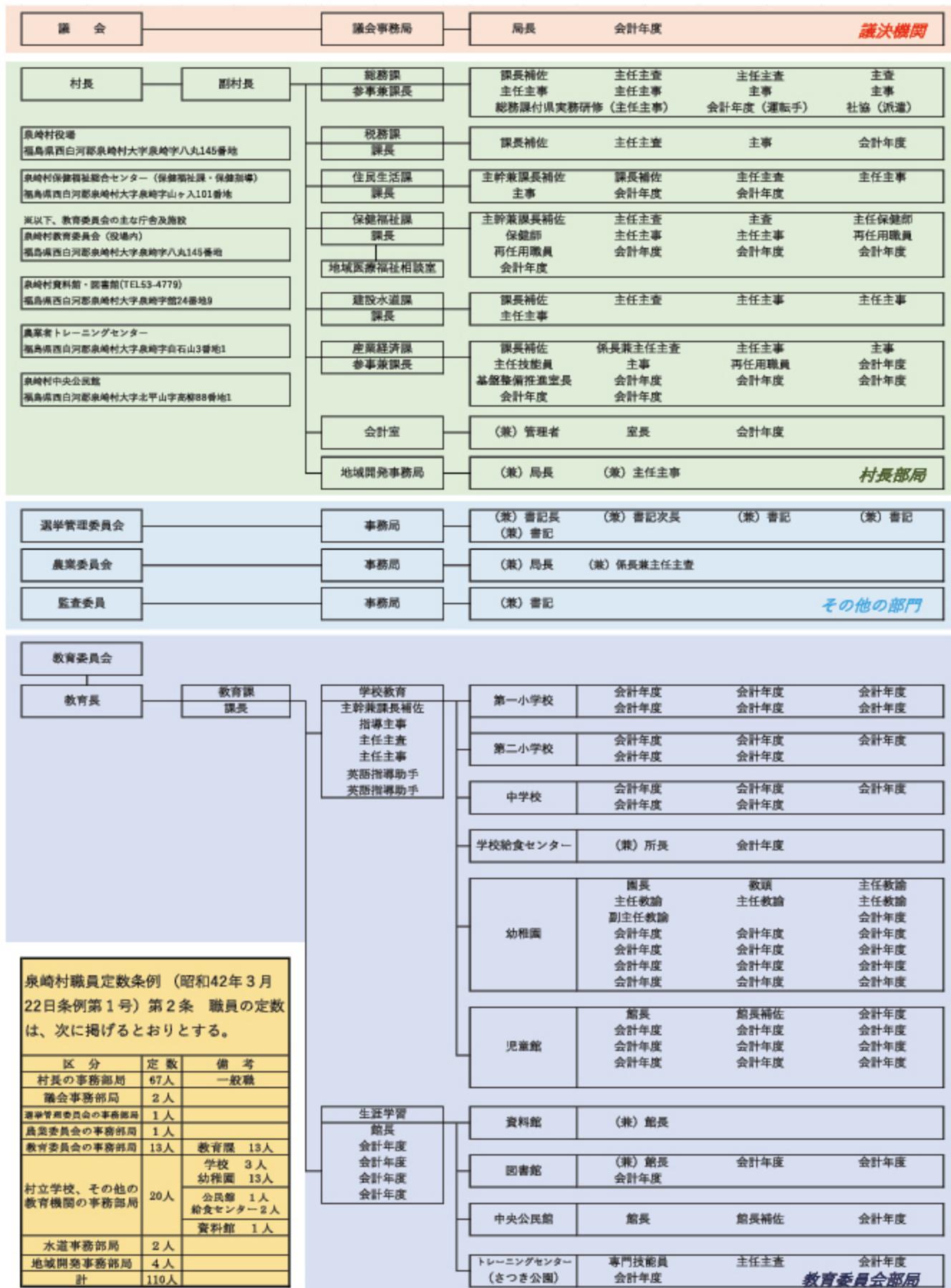
当該類型別団体ごとの各部門別職員数の計 × 10, 000
 単純値 ······ 当該類型別団体ごとの人口の計

当該類型別団体ごとの各部門別職員数の計 × 10, 000
 修正値 ······ 当該類型に属している団体のうち当該部門に職員を配置している団体のみの人口の計

第3編 基本計画

現 泉 崎 村 行 政 機 構 図

(令和5年4月1日現在)



*「会計年度」は会計年度任用職員の略です

3 行政DXの推進

＜現況と課題＞

行政DXの発展は、国の積極的な各種施策の展開もあり、近年、その進歩は全国的にめざましいものがあります。本村においても、その一環として内部情報システム（財務会計システム、文書管理システム、人事給与システム、庶務管理システム等）に係る決裁の電子化やグループウェア（スケジュール管理、会議室予約、公用車予約管理、職員間情報共有掲示板等）が整備されるなど、事務の効率化が図られたところです。



しかしながら、電子行政の推進にあたっては、各種システム等の構築や機器類の整備、維持管理に多くのコストを要することから、財政負担とならないよう事務の効率性・利便性とのバランス（費用対効果）を充分に検討しながら推進していくことが必要です。

＜基本計画＞

行政DXについては、各種システム等の構築・整備を推進するとともに、インターネットや地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークの有効利用をはじめ、電子化の便益を最大限に活用し事務の簡素化、効率化に努めていきます。

また、電子自治体の推進に向けて、本庁と出先機関を高速で接続する地域公共ネットワークの整備についても検討を行うこととします。



＜実施施策＞

- 内部情報システム（財務会計システム、文書管理システム等）に係る決裁の電子化やグループウェア（スケジュール管理、会議室予約、公用車予約管理、職員間情報共有掲示板等）の活用等による行政事務の効率化
- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページやSNSの充実
- デジタルサイネージ等のICT技術を活用した情報発信力の強化
- ペーパーレス会議システムの活用による各種会議の効率化
- 例規システム及び各種法令解説の充実
- 公衆無線LANをはじめとしたネットワーク環境の充実
- クラウド・バイ・デフォルト原則や行政手続きのオンライン化などの新たな時代の要請に対応した各種情報システムの最適化
- 保有する情報を守り、業務の継続性を確保する情報セキュリティ体制及びIT-BCP（事業継続計画）の構築

第3編 基本計画

4 地方分権

<現況と課題>

(1) 地方分権に対応した事務の効率化と組織編成の推進

国への補助金や給付金に頼る政策ではなく、もとより地方分権一括法の改正より、地方自治体は、地方の総合的政策主体として位置づけられ、国民の一番近いところにいる地方自治体は総力を結集し、地域の実情にあった自主自立の地域づくり（むらづくり）を進めることができます。平成という30年間は、地方分権改革、機関委任事務制度の廃止、三位一体の改革など、改善、改革の厳しい30年間でした。令和は、改革から地方自治の実践へと変わる時代となり、いよいよ地方創生の時代が動くときといわれます。

人口が減少していき社会が大きく変わる時代であるからこそ、小さな自治体の良さを強みに、人や地域を大切に、多様な人の「生」を社会に包摂しながら、「村全体の生産性」を向上させる仕組みを構築していく必要があります。

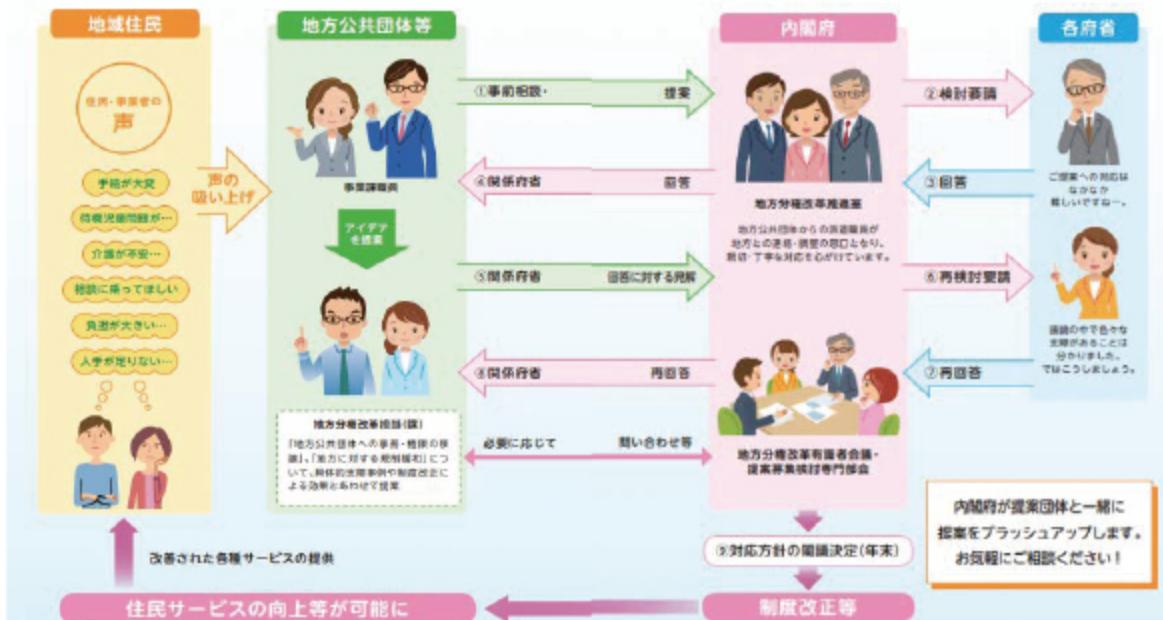
地方分権時代を迎え、住民に身近な行政事務については、住民の意思を反映しやすい自治体を中心に取り組むこととし、それらの事務の自治体への権限移譲【地域に寄り添った取り組みを推進するために「提案募集方式^{*1}」という手法】及び条例による事務処理特例制度^{*2}が進められています。

こうした中、本村としても自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、積極的な事務事業の見直し、組織の再編成を図る必要があります。

1 提案募集方式とは？

2 提案募集方式の主なプロセス

地方から寄せられた意見を経て、内閣府が受け付けた際には、地方分権改悪に関する議論が集中的に進められます。こうした賛否の調整結果を踏まえ、年内には、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、この方針に基づいた法律改正や政令改正、通達改正等の取組が進むことがあります。



内閣府:地方分権改革・提案募集方式

＜基本計画＞

地方分権時代に対応した基礎的自治体としての行政体制の整備を推進し効率的な事務事業の推進を図るため、行政組織の再編に取り組み住民サービスの向上に努めます。

提案募集方式の推進



*1 地域の課題を解決するために国の制度を変える提案を地方公共団体等から出していく制度が「提案募集方式」です。*2 条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）とは、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村が処理することとすることができる制度です。

5 広域行政の推進

＜現況と課題＞

現在、本村を含む白河地方においては、白河地方広域市町村圏整備組合（1市4町4村）を中心として、第二次救急医療、介護（一次二次審査事業）、消防（常備消防）等の事業が行われています。

また、西白河郡（1市1町3村）においては、西白河地方衛生処理一部事務組合と白河地方水道用水供給事業団が統合され、一般廃棄物の広域的処理及び上水道の共同供給事業も同組合において行っています。

さらに、同組合には前述の各種事業に加え、白河地方土地開発公社、新白河広域観光連盟、県南地域地場産業振興対策協議会等が設置され、広域行政の推進を図っています。

この他に広域事業としては、矢吹町・中島村・泉崎村の3町村からなる火葬場協議会、公共施設利用協定及びF I T構想（人と自然と文化が育むFIT交流圏）などの広域的な地域振興について参画しています。

また、白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定（令和6年3月改正）により、施設の有効利用を図るとともに、構成市



第3編 基本計画

町村の連携と住民の生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーションの振興を図り、福祉の増進するものなど、これらの広域的事業は、自治体単独では取り組みにくい事業及び効率性が高められにくい事業について、共同で行うことにより市町村における行財政の効率化、重点化の実現に貢献しているところあります。

しかしながら、行政に対する住民の要望は、施設や交通基盤の整備を中心とした地域整備から、安全でゆとりある居住空間や都市環境の快適性、各種生活・情報サービスにおける利便性など総合的な生活の資質の向上をめざして、高度化・複雑化しています。

したがって、今後は行政の効率化に重きをおくこれまでの事業展開から、地域ごとにその特性を活用した地域づくりの重点化を図っている。また、他地域との広域的な連携による多元的な地域機能の活用との組み合わせも含めて、住民の多様な選択可能性を拡大し、住民が自らの選択に従って快適な生活を享受できるような地域づくりを広域行政の中で推進していくことが必要になっています。

<基本計画>

既に運営がなされている各種広域行政について、積極的に参加推進するとともに、「安心で住みやすい泉崎村」をめざし、スポーツ・教育・福祉などにおいても広域的な行政サービスができる体制づくりを図ります。

また、F I T構想などの推進にあたっては、本振興計画との整合を図りながら、本村の特性を活用した施策を展開できるように積極的な参画を図ります。

<実施施策>

- F I T構想の推進（人と自然と文化が育むFIT交流圏）
- 新規分野における広域行政の推進

図：東京との近接性



福島県:FIT構想(令和元年8月改定版)

FIT構想

FIT構想は、首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島(F)・茨城(I)・栃木(T)の3県の県境地域(那須岳・八溝山を中心とする地域)が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指すものです。

<基本理念>

- 人と自然の共生
- 新しい時代の活力ある地域の形成
- 連携・協働による地域・交流圏の発展

<推進期間>

2009(平成21)年度から
2025(令和7)年度まで